

2011年5月25日

宮城県知事
村井 嘉浩様

宮城県生活協同組合連合会
会長理事 齋藤 昭子

東京電力福島第一原子力発電所事故にともなう放射性物質 による食品汚染問題に関する要請

3月11日に発生した東日本大震災は、地震と津波の影響で東北・北関東地方を中心に甚大な被害をもたらしました。宮城県生協連は震災直後から、日本生活協同組合連合会をはじめ全国の生協の支援を受けながら、宮城県との災害時の応急生活物資供給協定に基づき、県民・被災者の皆様に食品などの緊急支援物資を届け続けてまいりました。

今回の東日本大震災とともに発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、事故評価尺度レベル7と判断され、チェルノブイリ事故に匹敵する状況であると言われていています。事故発生後、2ヶ月を経過した現在も、放射性物質の封じ込めに追われており、農産物、原乳、魚介類において、規制値を超える放射性物質の検出が続いています。宮城県においても、丸森などの牧草から基準値を超えるセシウムが検出されています。

5月11日、神奈川県内で生産された農産物（チャ(生葉、荒茶)）の放射能濃度について、測定値で食品衛生法上の暫定規制値を上回るものがありました。神奈川県はこの検査結果を受け、チャ（生葉）について、真鶴町、湯河原町、かながわ西湘農協に対し、当分の間、当該市町村の今年産の足柄茶の出荷について自粛と自主回収を要請しました。これは、東京電力福島第一原子力発電所の事故が原因であることは明らかです。すべての食品において食品衛生法上の暫定規制値を上回った場合に出荷制限を設定することを、宮城県が国に対し要望することを求めます。出荷自粛では保障の如何にも係わってきます。

宮城県生協連は食品に含まれる放射性物質について、宮城県が消費者・県民の不安を解消するために、下記の施策を求めます。

記

1. 食品の検査・モニタリング調査の強化

4月4日、厚生労働省は、関係都県に対し、食品・水道水中の放射性物質に関する検査計画の策定・実施状況に関する報告を要請する『地方自治体の検査計画について』を通知しました。厚生労働省は、この通知の中で、指標とすべき品目を示し、露地物を優先すること、検査頻度は週1回程度とすること、検査地域の考え方等を示しています。

宮城県は、対象自治体として、検査計画の策定・実施状況に関して、厚生労働省へ報告するとともに、公表しています。

検査は県内の市町村ほぼ全域をカバーしているものの、検査の頻度は隔週となっており、検体数も少なく、露地物よりハウス物が多く、生産物の汚染状況を正しく把握するうえで、

データが少ないと考えます。他県で行っている肉の検査も行われていません。県内産農畜産物、原乳等の放射能測定検査の強化を求めます。

また、宮城県は空間放射線線量率・水道水・海水・土壌・牧草などの環境モニタリング調査を行っています。東京電力福島第一原子力発電所事故の影響をかんがみ、宮城県南部の地域住民の不安を解消するために、農作物の安全性を証明するためにも、この地域の空間放射線線量率などの環境モニタリング調査を増やすことを求めます

2. 宮城県の食品検査体制の早急な復旧

厚生労働省が示した『食品衛生法の規程に基づく食品中の放射性物質に関する検査のための機器の確保について』のなかで、「このような検査については、食品衛生法の規定に基づく、都道府県等の食品衛生検査施設又は民間の登録検査機関を活用することが基本である」としています。

また、これらの検査は東北大学が行っていますが、本来は宮城県保健環境センターで行うべきです。しかし地震の被害で、検査が行えない状況であると伺っております。今後、食品の放射能汚染の不安は、消費者にとってますます大きなものとなってきます。風評被害を防止し、宮城の農産物を守るうえでも、食品検査体制の早急な復旧を求めます。

3. 消費者・県民に対する正確で分かりやすい情報提供の強化

宮城県は一般消費者を意識して、分かりやすい情報提供に努力すべきであると考えます。宮城県のホームページの東京電力福島第一原子力発電所事故に関する情報の「お知らせ」に「現在の空間放射線モニタリング結果は健康に影響の与えるレベルではありません。ご安心ください。」「また、雨が降っても健康に影響はありません。」「宮城県内の水道水や農畜産物については、測定の結果、指標値を十分下回っているほか、空間放射線量も低いレベルで推移しており、健康に影響を与えるレベルではありません。」と記していますが、これだけでは何を根拠に影響ないといえるのかを理解することが出来ません。

消費者・県民は、宮城県のホームページにリンクで情報提供されている、原子力安全委員会「避難・屋内待避区域外にお住まいの皆様へのQ&A」、放射線医学総合研究所「放射能被曝の基礎知識」、日本産科婦人科学会ホームページ、社団法人日本医学放射線学会ホームページ等のリンクから根拠を探し出さなければいけません。

消費者・県民に対してホームページのみならずマスコミなども活用し、正確で、迅速かつ分かりやすい情報提供に努めることを要請します。

4. 風評被害を起こさない取り組みの強化

宮城県は農業や漁業関係者、流通業者、県民とのリスクコミュニケーションを深め、消費者に正しい情報を適切に分かりやすく伝えるとともに、東日本大震災により、多大な被害を受けた宮城県内は勿論のこと、東北・北関東の農業や水産業で出荷制限や摂取制限の指示が出されていない安全な食品が積極的に取り扱われるよう支援することを要請します。

以上